

災害援護資金の貸付制度のお知らせ

◆対象となる世帯◆

- ・災害発生時に、武雄市内に居住していた世帯
- ・世帯主が重傷を負った場合（その療養に要する期間が概ね1か月以上）
- ・家財等に3分の1以上の被害があった世帯

◆所得制限◆

世帯の人数等により、所得制限があります。

世帯人員	前年中の総所得額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額未満

ただし、世帯の住居が滅失した場合にあっては、1270万円未満とします。

◆貸付限度額◆

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財及び住居に損害なし	0円	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居の全壊	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	350万円

- ・被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には（）内の額となります。

◆貸付利率◆

連帯保証人を立てる場合は、無利子
連帯保証人を立てない場合は、年1%

◆据置期間◆

3年

◆償還期間◆

10年（据置期間を含む）

◆償還方法◆

年賦、半年賦または月賦、元利均等償還（繰上げ償還可）

【問合せ】 武雄市役所 復興対策室（電話：0954-27-7510）